

社会福祉法人慈青会

平成 31 年度事業計画書

1. はじめに（総括）

国の今年 10 月 1 日からの消費税率（現行の 8%から 10%へ）引き上げに伴い、介護報酬改定（消費税対応改定）が行われ、この増税の対応として 2019 年 10 月から介護事業者を支払われる報酬が 0.39%引き上げられます。この改定により、「経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」方針で、「具体的には他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行う」とされ、2019 年の 10 月の消費税率引き上げに伴う報酬改定において対応することとされています。

また、深刻な介護職員不足など、刻々と変化している高齢者福祉の課題に対して、この先に求められる福祉施設の在り方、魅力的な職場の在り方を追求していかなければならないと考えています。開設して 1 年が経過し、地域貢献活動やユニットケアの充実等様々な課題が見えてきました。介護力の向上や事務・事業の効率化に努め、持続可能な法人経営の安定化に取り組むとともに、魅力的で働きやすい職場環境の構築を目指し、着実に推進していくことを本年度の事業方針としてまいります。

2. 基本理念

- ・高齢者が楽しく尊厳ある生き生きとした暮らしをささえます。
- ・地域とともに歩み、地域社会福祉の担い手として、すべての人がしあわせを感じることできるよう社会貢献に努めます。

3. 目的

介護保険法令に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるような支援に努め、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを適正に提供することを目的とします。

4. 事業内容及び利用予定人員

事業名	定員	利用目票人数	内容	年間目標利用者数
特別養護老人ホーム	29 名	27.6 名 (95%)	27.6 名×365 日	10,074 名

5. 職員体制

事業 \ 職種	施設長	相談員	介護員	看護員	機能訓練指導員	ケアマネ	栄養士	調理員	医師	その他	実人数 合計
特別養護老人ホーム	1	1 兼1	17 1 兼2	4 兼1	1 兼1	1 兼1	1	3 2	1	4	34

※上段は正職員数、中段はパート職員数、下段は他職との兼務の有無 有の場合「兼」と表記

6. 研修計画

	施設内	施設外
31年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症と事故防止対策について ・新任研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉新任職員研修
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットケアについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護研修
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットリーダー研修 ・労働者衛生推進者講習※仙台の場合
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・看取りケア
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡対策について 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設現場研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束と高齢者虐待について 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメント ・感染症と食中毒
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇について 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止の理解と職員の役割 ・ユニットリーダー研修
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症と事故防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇とコミュニケーション

12月	・プライバシー・法令遵守	・施設ケアマネのためのケアプラン研修会
32年 1月	・施設における看取りケア	・働きやすい職場作づくり
2月	・身体拘束と高齢者虐待	・スキルアップ研修
3月	・地域の連携について	・多職種研修
その他	・勉強会（毎月） ・職務変更の場合はその都度	・その他、必要不可欠な施設外研修等の機会に随時申込受講する。

7. 年間計画

	総務・会議	行事（ささえ）	健康管理	安全管理
31年 4月	・人事考課	・観桜会 ・		・消防設備点検 ※(株)青森ドライケミカル
5月	・運営推進会議	・藤狩り ・	・入居者健康診断	・電気設備点検 ※東北電気保安協会
6月	・理事会 ・評議員会	・ドライブ	・入居者健康診断	・消防設備点検 ・ボイラー点検 ・受水槽の清掃及び点検 ・井戸水水質検査 ・レジオネラ菌検査 ・施設内外大掃除
7月	・運営推進会議	・ねぶた祭り		

8月		・納涼会		
9月	・運営推進会議 ・避難訓練	・敬老会	・定期職員健康診断	
10月	・	・ドライブ ・買い物	・厨房職員ノロウイルス検査 (10月～3月まで)	・消防設備点検 ※(株)青森ドライケミカル
11月	・理事会	・紅葉狩り	・インフルエンザ [※] 予防接種 (職員・入居者)	・施設内外大掃除
12月		・クリスマス会 ・忘年会		
32年 1月		・新年会		
2月		・節分会		
3月	・理事会 ・評議員会	・ひな祭り会	・特殊業務従事者 (夜勤者)の健康診断	
毎月 及び 適宜	・職員全体会議 ・ケース会議 ・リーダー会議 ・ユニット会議 ・給食会議 ・職種別会議 ・各委員会 ・福祉サービスの自己評価及び第三者評価	・誕生会(随時) ・お便り送付(毎月) ・ボランティアの受け入れ等	・雇入時健康診断 ・腰痛検査 ・給食職員検便検査	・電気保安点検 (2か月に1回) ※東北電気保安協会 ・自主点検 AED (自動体外式除細動器) ※職員 ・建物・設備・備品及び器具の点検 ※職員による

特別養護老人ホームささえ

平成 31 年度事業計画

1. 運営方針(事業所目標)

- ① ユニットを1つの生活単位として、少人数で安定した生活環境の中で、入居者個々の心身の状態や生活サイクルに応じた、ゆとりのある細かいサービスの提供ができるように努める。
- ② 身体拘束は利用者の生活を制限するもので、身体的にも精神的にも苦痛と負担がかかり自由な生活を阻むものです。利用者の生活が尊厳あるものにするため、職員一丸となり、「身体拘束ゼロ」の継続のために、取り組んでいく。利用者の身体的・精神的状態の情報の共有化を図り、身体拘束廃止の指針に基づき、身体拘束廃止委員会を開催し、問題点や改善点を協議し、「身体拘束ゼロ」の継続に向けた取り組みに努める。また、「スピーチロック」(言葉による拘束)についても引き続き着目し、廃止に向けて職員の意識を高めていきたい。
- ③ 職員の資質向上に向けて、外部研修の積極的な参加に加え、外部研修の内容を日常のサービスに活かすことができるよう伝達研修会の実施し職員の資質向上への取り組みに努める。また、内部研修の年間計画を立て、職員が資料の準備、企画、研修実施することにより、実践に即した内容を職員が広く身につける機会としたい。また、人材確保ができるような職場づくりを目指す。

2. 目標計画数

特別養護老人ホーム 入所 27.5名/日(定員29名、95%)

3. 具体的方策

- ① ユニットケアの実施
 - ・施設介護計画書(ケアプラン)の充実を図る。
 - ・アセスメントを十分に行い、ケアプランに基づき「暮らし」に視点をおいて多職種協働で介護内容を記録し情報を共有し統一したケアを実践する。
 - ・定期的なカンファレンスを開催し適切なサービスを提供する。

- ・ケアプランに沿った援助に努め、モニタリングの実施により目標の達成に向けた努力をする。
- ・全職員がユニットケアを理解し各職種の役割を果たせる、組織作りを推進します。
- ・ユニットリーダー研修への受講を促し指導できる職員を育成します。
- ・ユニットケアを実施するにあたり、入居者のプライバシーに配慮しつつ従前に自宅で暮らしていたような生活リズムを導き出し継続させていくことができるよう努める。
- ・ユニットリーダーが協働し地域行事や外出支援など満足度の高いサービスの提供に努めます。

② 身体拘束廃止の継続

- ・身体拘束の種類を明確に把握する。
- ・入居者が人間らしく落ち着いた生活が送れるよう環境整備に努める。
- ・入居者の状態を的確に把握し「拘束をしない介護」の工夫を検討していく。
- ・身体拘束を行ってはいけないことを全職員が周知し、定期的な研修を行うことで再確認していく。
- ・身体拘束廃止委員会を定期的に開催し、現状把握と改善についての検討し全職員に周知する。

③ 職員の資質向上

- ・人材育成の為の環境整備を整える。
- ・目標がもてるような職場づくりを目指し、研修の充実を図るとともに人事考課制度・キャリアパス制度等、職員の能力や成果に応じ評価しやりがいに繋げる体制を整える。
- ・基本の介護技術の毎年の研修
- ・各種研修会に参加した職員から勉強会にて報告を受け介護に生かす・ユニット会議の開催により、リーダーを中心に援助方法を確認する。また、どの職員が援助しても同じレベルで援助できるようにする
- ・入居者様の様子の変化をいち早く察知し変化に応じた対応ができるように、日ごろからユニット、協力ユニット内での情報交換を怠らず、自らも深く関わりを持つように努力する
- ・入居者様の思いを汲み取ることができるよう話を傾聴する

4. 援助内容

① 食事

- ・見た目、味覚共に楽しみとなる食事を提供していく。
- ・嚥下の困難な方等個々の状態に合わせた食事形態の提供を行う。
- ・馴染みの方と一緒に過ごせる席の配慮や、落ち着ける場所の確保、音楽を流す等、食事を楽しめる雰囲気作りを行う。
- ・利用者一人ひとりの栄養ケアマネジメントや嗜好調査を行い安全な食事の提供に努める。

- ・ 個々の運動量等を考慮し、適切な食事量の提供を図る。
- ・ 入居者の嗜好を考慮してできるだけ好みに合わせた食事を提供する。
- ・ 個々にあった口腔ケアを行い、いつまでも美味しく安全に食べられるよう援助する。

③ 排泄

- ・ 入居者個々の排泄パターンを把握し、一人ひとりの機能に合わせた排泄ケアを提供する。
- ・ プライバシーを尊重し、排泄時にはさりげない声掛けと介助を心がける。
- ・ 環境整備に配慮し、特に臭気の不快感を取り除くよう換気等を行う。

④ 入浴

- ・ 特殊浴槽、車いす浴槽、個別浴槽を活用し、入居者の身体状況、ニーズに合わせた入浴を行い、安全で快適な入浴を行う。
- ・ 入浴時には全身状態の観察を行い、また水分補給を徹底し健康の維持管理に努める。
- ・ 体調不良にて入浴できない時は、清拭、更衣を行い清潔保持に努める。
- ・ 脱衣所、浴室の温度管理に努める。

⑤ 地域や家族との連携

- ・ 日頃から情報を伝え、小さなことでも言えるような信頼関係を築く。
- ・ 面会時には日頃の様子を伝え、また行事等の参加も働きかけていく。
- ・ 2カ月に1回、運営推進会議を確実に開催し参加を働きかけ、意見や助言を運営に反映させるよう努める。
- ・ 地域住民との連携を深め、災害時等の支援体制を確立していく。
- ・ 毎月、入居者の状況を伝えるため手紙を送る。
- ・ ボランティアや慰問等の参加を積極的に受け入れ地域の方々が来やすい施設となる。
- ・ ささえ便りを定期的に発行する。
- ・ 地域行事に積極的に参加し地域貢献に努める。

5. 医 務

入居者が健やかに安全な生活が送れるよう、医療の中心的な役割を担う立場として関係職種と連携を図り状態の変化を的確に捉え、疾病の早期発見・対応にあたり健康維持に努める。

① 健康管理

- ・ 入居者一人ひとりの心身の状態を的確に把握し、主治医、及び各部署と連携を図り、入居者の健康状態の維持、管理を行う。
- ・ 経管栄養の入居者に対しては、観察と管理を行い、介護との連携と協力体制を図る。
- ・ 医師から処方された薬の管理を遂行し与薬に関する責任を統括する。

- ・主治医、協力医療機関への報告を確実に行う。
- ・異常の早期発見のため年1回血液検査を実施する。
- ・主治医の指示のもと、本人、家族の承諾を得たうえでインフルエンザ予防接種を実施する。
- ・緊急時の対応を全職員が適確にできるよう、勉強会を開催する。
- ・入居者の定期検診を実施する。

② 看取りケア

- ・入居者および家族の意思を確認しながら、各部署と連携を図り看取りを実施する。
- ・緊急時には医師の指示を仰ぎ医療処置を行い、連携を図る。
- ・職員間の情報の共有と看取り介護の研修の実施。

③ 感染症対策

- ・うがい、手洗いの励行。
- ・うがいのできない入居者の口腔ケアを行う。
- ・早期発見と対応により他の入居者への感染を防ぐ。
- ・感染した場合はマニュアルに従って行動する。
- ・面会者への協力をお願いする。
- ・職員からの感染を防ぐため、体調管理の指導やマニュアルを周知徹底する。
- ・マスクの着用の徹底。

6. 機能訓練

身体機能の維持・向上を図り、活動的な生活を送れるよう、また、寝たきりにならないよう努め、機能訓練計画に沿った訓練を実施する。

① 実施訓練

- ・寝たきり、身体機能低下防止のため、入居者一人ひとりの状態に応じた訓練を実施する。
- ・移乗訓練や移動訓練生活リハビリとして、日常生活の中に取り入れる。
- ・生活リハビリ実施のため、介護員との連絡体制を整える。
- ・寝たきりの方はベットサイドにて拘縮防止のため関節の可動域訓練を実施する。
- ・レクリエーションを通じて、体を動かす機会をもうける。

② 管理

- ・訓練中は細心の注意を払い事故防止に努める。
- ・状態に合わせて訓練実施前にはバイタルチェック等の確認を行う。
- ・安全に過ごせるように車いす等の点検を行う。

③ 機能訓練計画作成

- ・入居者の状態、機能を正しく把握する。
- ・施設長、相談員、介護支援専門員、介護職員と連絡体制を整え、共同で機能訓練計画作成する。
- ・入居者、家族に説明し同意を得る。

7. 給食

食事は日常生活において楽しみの一つであり、健康維持にも欠かせないものである。楽しく美味しく食べることができる食事提供を目指し、献立の充実と健康維持を考慮したものとする。

① 健康維持

- ・1日に必要な栄養素を摂取できるよう、栄養バランスの取れた献立を作成する。
- ・入居者の状態把握に努め、咀嚼力に合わせて調理法を工夫する。

② 食生活の充実

- ・安全で新鮮な食材とし季節感の味わえる献立を作成する。
- ・適時適温の食事の提供に努める。
- ・行事食は喜んでいただけるメニューを提供する。
- ・嗜好に合わせた食事の提供。
- ・毎食の残食量を計量し、食事の改善や嗜好の把握に努める。
- ・入居者に積極的に声掛けしコミュニケーションを図り意見や要望を引き出し改善に繋げる。
- ・嗜好調査を実施する。

③ 衛生管理

- ・保存食の管理を適正に行う。
- ・衛生管理表を活用し毎日の点検、記録を徹底する。
- ・毎月1回検便を実施し、体調管理を徹底する。ノロウイルス発生率が高い10月～3月はノロウイルスの検便検査も行う。
- ・食品の温度管理、記録を確実に行う。
- ・異物が混入しないよう身支度にも気を付け確認しながら行う。
- ・調理員の体調管理を徹底し、体調不良時には早急に報告する体制を整える。

④ 非常食の管理

- ・非常食（飲料水、缶詰、レトルト食品等）の食品を29人分×2日分を常備する。
- ・非常食の賞味期限を確認しながら使用し、入れ替えも行う。

特別養護老人ホームささえ職務分担表

職 名	職 務 分 担
施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の管理。 ・ 指定介護老人福祉施設入所者生活介護の利用申し込みに係る調整。 ・ 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 ・ 従業員に対し「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」のうち運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の入退居に係る面接手続き・相談・支援。 ・ 従業員に対する相談助言及び指導。 ・ 苦情・相談対応、居宅介護支援センター等の関係機関との連絡・調整。
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の課題分析、サービス担当者会議の開催。 ・ 適切なサービスが提供されるように介護計画を作成及び実施状況を把握する。 ・ 防火管理者。
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の介護サービス事業者、医療機関等との連絡・調整。 ・ 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

<p>栄養士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養ケア計画及び栄養計算、献立の立案。 ・ 入居者に提供する食事の管理。 ・ 入居者の栄養指導。 ・ 食材の発注。 ・ 衛生管理全般。
<p>介護職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の心身の状況等を把握し、入居者に対する必要な介護を行う。 ・ 食事、排泄、入浴等介護全般。 ・ 入居者の健康管理。 ・ 行事計画、実施。 ・ レクリエーション活動。 ・ 日常生活リハビリ。
<p>看護職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、健康管理及び保健衛生業務。 ・ 入居者の健康管理。
<p>調理員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の作成した献立表による調理全般を行う。
<p>宿直員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間時の緊急事態に備える業務。

社会福祉法人 慈青会 組織図

